

## 令和4年3月 勝山市定例農業委員会

1.開催日時 令和4年3月24日(木) 午後1時30分

2.開催場所 勝山市役所 第1会議室

3.出席委員 農業委員12名

会長	1番	松村 勤兵衛
会長職務代理	2番	辻 尊志
農業委員	3番	北山 謙治
	4番	須見 則雄
	5番	山口 拓雄
	6番	山内 百合子
	7番	高野 忍
	8番	牧野 昌久
	9番	吉田 武博
	10番	滝本 和子
	11番	田中 政男
	12番	酒井 清泰

4.審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第73号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第74号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)	可決
議案第75号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第76号	農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第77号	現況証明願いについて	可決

(報告事項)・農地法第3条の3第1項の規定による届出について

・農地法第18条第6項の規定による通知について

5.農業委員会事務局

事務局長(代理) 藤澤 武久  
係長 川村 聖市

係長 多田 喜代彦  
書記 土井 仁美

## 6.会議の概要

事務局長	ただいまから、令和4年3月定例農業委員会を開催いたします。 本来であれば山本事務局長が出るところでございますが、本日議会となっております、事務局長代理として私藤澤が出席をさせていただきます。よろしく申し上げます。 それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
松村会長	(会長あいさつ) 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。 また、「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」に基づき、会議を開催いたします。 委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、遅くとも午後2時30分には終了していただく予定をしております。ご協力のほどよろしくお願いたします。
事務局長	ありがとうございました。 では、議事に入る前に、事務局から報告事項がございますので、詳しくご説明させていただきます。
事務局	(報告)
松村会長	訂正について、何かあれば、また事務局まで伝えていただければと思います。
事務局長	よろしくお願いたします。 では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
議長(松村会長)	これより本日の会議に入ります。 事務局より3月分の経過報告を申し上げます。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、本日の議事録署名委員を 3番 北山 謙治 委員、6番 山内 百合子 委員の両名にお願いたします。 これより議事に入ります。 日程第1 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた田中委員から報告を願います。
田中委員	17日に現地確認を行いました。4ページの22字につきましては譲受人の自宅の前でございまして、数年前からお借りしてエゴマを耕作をされています。今後もエゴマを耕作されるということで、問題ないと思います。4ページ13字については、この申請農地の上あたりは3反ほどの畑がありまして、長年エゴマを耕作しています。隣接農地であるこちら、トラクターで整地をしてエゴマを植えていくということでございますので、これも問題ないと思います。以上です。
議長(松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第73号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第73号 は、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、日程第2 議案第74号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(貸借権の設定)について、を議題とします。 事務局より説明願います。

事務局	(説明)
議長(松村会長)	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
田中委員	借りる人は親の方ですか。
事務局	息子さんの方です。
田中委員	この方、経営面積が自作も借入もゼロですが、いままで全く農業をされていないということですか。
事務局	借受人は貸付人の次男さんになります。借受人は、現在、借受人の兄と一緒に鹿谷地区でねぎを耕作されています。4月からは独立し、借受人のみで新規就農者として農業をされるということで、経営面積がゼロになっています。
田中委員	分かりました。
議長(松村会長)	その他、ございませんか。 ないようですので、これより議案第74号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第74号については、承認することに決しました。
議長(松村会長)	続きまして、日程第3 議案第75号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)及び、日程第4 議案第76号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。 これらは関連がありますので一括して行います。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
牧野委員	中間管理機構の賃借の期間は普通10年ではないのですか。 また12、13番の合同会社というのはどういったものですか。農事組合法人ではないのですよね。
事務局	中間管理機構を通じた賃借の期間は、基本は10年です。ただし借受人が高齢の場合は10年以下でも借りることができます。期間については貸付人と借受人の間で決めることが多いですが、借受人が借りているほかの農地の満了の期間と合わせることもありますし、借受人本人が、ご自身の体力的なところを考慮して期間を決めることもあります。 また、12、13番の借受人の会社ですが、農事組合法人ではありません。ここに書かれている代表の〇〇さんと〇〇さんが会社を立ち上げ農業をされています。
牧野委員	株式会社ではないのですね。
事務局	株式会社でもありません。合同会社なので、出資者と経営者が同じということになります。
須見委員	合名会社とも違うのですか。 農業特有の会社の形態ではなく一般的な形態ということですか。
事務局	合名会社とも違うようです。 合同会社とは農事組合のような農業特有のものではないです。
高野委員	12番の貸付人はいらっしゃいますか。
事務局	いらっしゃいます。

議長(松村会長)	その他、ございますか。 ないようですので、これより採決いたします。 ではまず、議案第75号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第75号については、承認することに決しました。 続いて、議案第76号について採決いたします。 議案第76号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第76号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。 続きまして、日程第5 議案第77号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	3、4は農転許可が出ていたが、登記地目の変更をしていなかったということですね。
事務局	そうです。
高野委員	地目変更をしないと許可が下りないのではないですか。
事務局	農地転用の許可が下り、建物が建った後に、地目の変更を行うことができます。例えば宅地に地目変更するときは、建っている状態でないと、地目変更ができないと聞いています。
高野委員	当時は農業委員会を通さなくてもよかったということですか。
事務局	いえ、当時も農転許可案件ですので、農業委員会を通していただく必要がございます。農地転用の許可がでていれば、建物を建てることができます。その後、工事が完了し建物が建った後、登記地目の変更ができます。今回は農転の許可後、建築したが、法務局での土地の登記地目を変更をしていなかったということになります。
高野委員	では、今回ので2回目の許可を出すということですか。
事務局	いえ、今回は現況証明なので、許可ではありません。
高野委員	ではなぜ、今回案件が出てきたのですか。
事務局	県の事務処理要領では、許可後、許可が取り消されていない証明という許可証の再発行のようなことができる仕組みとなっておりますが、昭和48年以前に許可された案件は県の方で許可証の保存がなく、現況証明で対応することとなっております。今回は許可が昭和39年となっておりますので、現況証明としてださせていただきました。非農地の判定をいただいた後は、土地の所有者が登記地目の変更申請を行うと聞いています。
高野委員	では、その当時、農地転用の許可がでて、建物を建てたけれども、地目変更をしていなかったということですね。
事務局	そうです。
高野委員	課税は、当然、宅地になっているのですよね。
事務局	はい。課税地目は宅地です。

議長(松村会長)	転用許可が下りたからといって、地目の変更をしようと法務局へ行っても変更してくれません。建築物がないと変更できず、建ててから地目変更してくれと言われてしまう訳です。
高野委員	今は違うのですか。
議長(松村会長)	今も同じです。私も同じような経験があります。せめて基礎が建ってから申請してください、地目変更申請後に現地確認に行きますので、現地で宅地と判断されれば、地目が宅地に変更できまると言われました。農地の状態では、宅地にしてくれないのです。
高野委員	農転の許可証を持って行ってもですか。
議長(松村会長)	そうです。許可証を持っていても、地目の変更はできません。
山内委員	今回の案件はその最後の地目変更登記をしていなかったということですね。
議長(松村会長)	そうです。許可証を持っていても、まだ建っていない状態では地目の変更はできません。
事務局	所有権の移転は、許可証がでた後にすぐ行うことができますが、地目は会長のおっしゃる通りです。
議長(松村会長)	では、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。 ①、②については須見委員より報告をお願いいたします。
須見委員	17日に現地確認を行いました。まず、①ですが、写真の5ページの14-2ですが、この土地と、横の土地とにまたがって家が建築されております。6ページの公図をみていただくと、14-2の横の13-4の部分に家がまたがっています。13-4の登記地目は宅地でございましたし、問題ないと思います。タブレットを使用し農地ナビを確認いたしましたら、家がまたがっているのが確認できたので、役に立ちました。 次に②についてですが、議案書に農転許可後となっておりますが、それは9ページの方の建物で、土地の一筆はその後ろの家も一部入った形となっております。ですので、今回判断するのは許可がとってある手前の家の後側を確認することです。そういったことであれば、問題はありません。以上です。
議長(松村会長)	ありがとうございました。 ③、④については高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	同じく、3月17日に現地調査を行いました。10~15ページになりますが、住宅地図と写真がございまして、見ていただくと、芳野医院の前になり、住宅の密集地です。航空写真を見ていただくとお判りになると思いますが、周辺すべて宅地でございます、許可はあったが、登記の地目変更をしていなかったということで、やむを得ず、致し方ないと思います。よろしく願いいたします。
議長(松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第77号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第77号については、原案どおり承認することに決しました。

議長(松村会長)	次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 全体を通して何かございますか。
高野委員	合意日というのがあると思いますが、合意日が農業委員会の日付の前でもいいのですか。
事務局	合意日につきましてでございますが、農地法第18条第6項の規定による通知は報告事項でございます。解約をした時に農業委員会に届出するという事になっておりまして、合意された日が農業委員会の開催前の日でも問題ありません。
高野委員	わかりました。
議長(松村会長)	その他ありませんか。 ではその他について事務局よりお願いします。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 最後に、次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局	今回は、4月25日(月)午後1時30分から、開催予定としております。
議長(松村会長)	以上で3月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、 閉会のことばを職務代理が申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉